

別表第9 俸給の特別調整額表 (第12条関係)
(平16達126・平17達39改)

職名	支給額	備考
副学長	200,000円	
研究科及び地球環境学堂 研究科長及び学堂長 附属の教育研究施設の長	300,000円 60,000円	(総長が指定するものに限る。)
附置研究所 研究所長 附属の研究施設の長	300,000円 60,000円	(総長が指定するものに限る。)
附属図書館長	300,000円	
医学部附属病院 病院長 看護部長 副看護部長 薬剤部長	300,000円 100,000円 60,000円 60,000円	(総長が指定するものに限る。)
全国共同利用施設の長	60,000円	
学内共同教育研究施設の長	60,000円 30,000円	(総長が指定するものに限る。)
機構長	100,000円	
保健管理センター所長	60,000円	
その他の学内組織の長	30,000円	(総長が指定するものに限る。)
教育研究推進本部、経営企画本部及び部局事務部 部長及び事務部長 課長及び事務長 室長	100,000円 65,000円 65,000円	(総長が指定するものに限る。)
技術室長	65,000円	
医療技術短期大学部長	60,000円	

1. 研究科長又は学堂長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に50,000円を加算する。
2. その他特に総長が指定するものに対して支給する。